

平成 20 年 6 月 5 日

大阪府知事
橋下 徹 殿

大阪ソーシャルワーカー協会
会長 大塚保信
社団法人 大阪社会福祉士会
会長 西島善久
大阪精神保健福祉士協会
会長 立岡光子
特定非営利活動法人 大阪医療ソーシャルワーカー協会
代表理事 杉田恵子

生活保護・医療扶助における通院移送費の取扱いに関する要望書

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。貴職におかれましては、平素より福祉行政の推進にご尽力くださっていることに、深く敬意を表します。

さて、平成 20 年 3 月 3 日に開催されました社会・援護局関係主管課長会議におきまして、生活保護・医療扶助における通院移送費に関する適正化について厚生労働省より指導がなされ、4 月には局長通知も発出されました。これを受けて府下の一部市町村では被保護者に対し、移送費の支給停止や通院先変更の指導が行われています。

しかしながら、管内の医療機関で必要かつ適切な医療をすべて受けられる市町村は府下にほとんどないのが実状です。難病や HIV 感染症、アルコール依存症の方等は適切な医療機関が身近になく、日頃から遠く離れた医療機関まで通院しておられます。主病に加えて合併症に悩まされている方には、複数の傷病に対応できる医療機関が管内になく管外の医療機関を紹介することもあります。このように、現実には管内の医療機関ですべて適切な医療が受けられるわけではありません。当然、医療機関に通院するにあたっては、相応の交通費がかかり、事情によっては公共交通機関が利用できずタクシー（介護タクシー含む）を利用せざるをえない場合もあります。

今回の移送費取り扱いの見直しは、上述のような被保護者の置かれた現状からかけ離れたものと指摘せざるをえません。私どもとしては、これは日本国憲法第 25 条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ために不可欠な、必要かつ適切な医療を受ける権利を侵害する憂うべく状況と受け止めております。

つきましては、日本国憲法ならびに生活保護法に則った運用がなされるよう、以下のことを要望いたします。

記

- 一、移送費の支給要否判定にあたっては、被保護者に関わる関係機関とソーシャルワーカー等とも協議し、被保護者の個別的状況を十分調査したうえ、通院交通費の負担が被保護者の生活を脅かさないよう、特別基準の設定も視野に適切な対応を取ること
- 一、国に対し、移送費支給の問題にかかる実状を報告し、必要な措置を求めること